

令和4年度 第3回横手市空家等対策協議会 議事録

【開催日時】 令和4年9月26日（月）

午後5時00分～午後6時00分

【開催場所】 横手市役所本庁舎 2階 第2会議室

【参加委員】

高橋 茂会長、中川 義徳副会長、佐藤 信行委員、根田 克利委員、遠藤 帥仁委員、黒田 稔委員

【欠席委員】

佐藤 稔一委員、根本 聡委員、日野 勝委員

【事務局】

市民福祉部長 竹原 信寿、生活環境課長 高橋 道明、くらしの相談係長 月沢 毅、くらしの相談係 武田 優子、くらしの相談係 小徳 真

【次第】

1. 開会
2. 市民福祉部長挨拶
3. 議事録署名委員の選任
4. 案件
 - 1) 諮問案件
 - ①特定空家等の認定について
 - 2) その他
 - ① 跡地活用事業（増田地区）について
5. その他
6. 閉会

【議事録】

2. 市民福祉部長挨拶

部長）

第1回協議会では57件、第2回協議会では27件、計84件の特定空家等認定について了解をいただいている。特定空家等へ認定した物件で、所有者等の権利者を把握できたものについては、順次認定の通知や助言・指導の文書を発送しているところである。

特定空家等対策へ移行する前は、権利者に対し対応をお願いするしかなかったが、移行後は公文書による通知が届いたことで、現在まで自費で解体された物件が4件、解体補助申請が4件提出されており、対策の効果が見えてきている。

今後も適宜通知を出すことにより、適切な空き家管理や解体を促していきたいと考えている。

前回協議会後に調査した結果、13 件の新たな特定空家等候補物件があった。前回認定保留となった1件を含む10件を新たに特定空家等へ認定したく、今回も諮問案件としている。

今年度開始の特定空家等対策であり、本日認定の件数を加え、横手市における対策初年度の特定空家等件数の予定としている。この件数を基に、これからの特定空家等の目標値を設定したいと考えており、所有者不存在の物件の解体も計画的に進められるよう庁内協議を行うこととしている。また、新たな施策の提案も考えており、今後見直しを予定している第2期横手市空家等対策計画にその内容を反映することとしている。見直し案ができた際はご協議の程よろしくお願い申し上げます。

3. 議事録署名委員の選任

佐藤 信行委員、根田 克利委員を選任

4. 案件

1) 諮問案件

① 特定空家等の認定について

事務局より一括説明。

委員)

平鹿 No.272 について。認定理由がその他となっているのはどういうことか。

事務局)

情報の発端が、動物が棲み付いており、近隣の農地に被害を与えているということによる。

委員)

平鹿 No.376 について。所有者情報不明とはどういうことか。

事務局)

相続放棄による相続人不存在物件である。

委員)

調査時の判定について、建物から独立した工作物である塀や看板は個別に行うとある。平鹿 No.376 の看板についても、所有者を特定したほうがよいのではないか。

事務局)

実際に措置を講じる前には必要となる。今後もれなく確認する。

会長)

横手 No.851 について。所有者は国外居住だったと思われるが、所有者とは連絡が取れているのか。

事務局)

直接の連絡は取れていない。共有名義者に対し、市から状況説明したい旨伝えてもらうよう依頼しているが、現在まで実現していない。

会長)

以上の協議を踏まえ、諮問案件に対する答申は、10 件の特定空家等候補の認定を妥当であると判断するというところでよろしいか。

委員一同、異議なし

2)その他

①跡地活用事業(増田地区)について

事務局より事業の概要を説明。

会長)

この物件は民家として使っていたものか。

事務局)

そのとおり。

委員)

事業について今一度説明してほしい。

事務局)

跡地活用事業は、特定空家等の所有者等から当該空き家と土地の寄附を受け、空き家を解体除却し、その跡地を地域住民の居住環境の向上のために使用する事業である。なお、跡地は、利用する地域住民により管理してもらうこととなる。

委員)

空き家解体後の土地を寄附するのではなく、空き家と土地を寄附するということか。

事務局)

そのとおり。受諾後、市が解体し跡地を地域住民が利用することとなる。

委員)

隣接する集会所が市所有のものか、地域所有のものか把握しているか。

事務局)

市所有と思われる。

会長)

寄附された空き家と土地は市の所有になるということか。

事務局)

そのとおり。ただし、跡地の管理は利用する地域住民に行ってもらう。

5. その他

事務局より、空き家のパンフレットについて説明。

会長)

パンフレットに掲載されている広告のとりまとめは市で行うのか。また、市内の事業者に広告掲載の依頼はしているのか。

事務局)

とりまとめ、掲載依頼ともに市は関知しておらず、パンフレット作製会社に一任している。

会長)

今年度の広告掲載業者は全国区の企業が多かったようだが、パンフレットを見て業者に相談する市民の立場で考えると、なじみのある市内業者の方が問い合わせもしやすいと思う。利用者の選択肢を増やす意味でも、市内業者に掲載を促すような策はないか。

委員)

対応する空き家相談者の中には、市から提供されたパンフレットや資料を持参している方も多く、情報提供の効果があると考えられる。

事務局)

昨年度パンフレット作製の際には、空き家バンク登録物件取り扱い業者一覧、片付け代行

業者一覧を作製会社に提供しているが、実施初年度ということもあり、広告内容のイメージができず、業者側の動きが鈍かったようである。パンフレット配布後、掲載業者からも「広告を見たという市民から問合せがきている」との情報を得ており、来年度は市内業者からの広告掲載も増えるのではないかと期待している。

会長)

その他質問等なければ、以上で終了する。

議事録署名委員にあっては、この後の議事録確認と署名をお願いする。

以上

令和 年 月 日
議事録署名委員
